



編 集・印 刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔告 示〕

- 令和八年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）
- 電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁五）
- 日本国に帰化を許可する件（法務一二）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により学校給食用物資を指定する等の件を廃止する件（文部科学二）
- 保安林の指定をする件（農林水産一三四〇一四一）
- 保安林の指定を解除する件（同一四二〇一四五）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（同一四六〇一四九）
- 令和七年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同一五〇）
- 水先人に免許を与えた件（国土交通三七）
- 船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一三八〇四〇）
- 船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一四一）

- 建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定をした件（関東地方整備局七）
- 都市計画に関する件（同八）
- 建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（同九、一〇）
- 道路に関する件（九州地方整備局一〇〇一二二）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 法務省
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 労 働
- 最低賃金の改正決定に関する公示（広島労働局最低賃金公示一〇三）
- 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一、四国同一）
- 〔公 告〕
- 諸 事 項
- 官庁
- 財団、鉱業法第一四二条の規定関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
- 会社その他

○国土交通省告示第三十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年一月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5780号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	S W－J－F 07	Seawolf Marine co., Ltd	64, Sasang-ro 319 beon-gil, Sasang-gu, Busan, Republic of Korea

第5781号

S W－J－F 08

〃

〃

○国土交通省告示第三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十月七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年一月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5781号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	S W－J－F 08	〃	〃

○国土交通省告示第四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十二月二十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年一月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5813号	進水装置用膨脹式救命いかた	F R N－N R－25 J D L 型	藤倉コンボジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目4番13号五反田JPビルディング

○国土交通省告示第四十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十一月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年一月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5695号	船外機（小型船舶用）	10005 F	スズキ株式会社	フオワードギアのブローイングシャフト軸受け材質変更
第5652号	〃	11505 F	〃	〃
第5653号	〃	14004 F	〃	〃
第5682号	〃	11506 F	〃	〃
第5683号	〃	14005 F	〃	〃

○関東地方整備局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十二日

関東地方整備局長 岩崎 福久

別表の指定番号五の項指定をした日欄中「令和元年十二月二十五日」を「令和六年十二月二十五日」に改める。

○関東地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年一月二十二日

関東地方整備局長 岩崎 福久

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画河川事業第八号善福寺川事業施行期間 自令和七年一月二十二日至今令和二十四年三月三十一日
- 三 事業地
- 四 取用の部分 東京都杉並区西荻北四丁目及び上荻四丁目地内

使用の部分 東京都杉並区西荻北四丁目及び西荻北五丁目、上荻二丁目、上荻三丁目及び上荻四丁目、善福寺一丁目、桃井四丁目、南荻窪一丁目及び南荻窪四丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪四丁目及び荻窪五丁目、宮前二丁目、高井戸東四丁目並びに成田西二丁目及び成田西三丁目地内

○関東地方整備局告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成三十一年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十二日

関東地方整備局長 岩崎 福久

別表の指定番号二十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中、「口 横浜支店 神奈川県横浜市中区北幸二丁目8番4号横浜西口KNビル5階」に改める。

○関東地方整備局告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成三十一年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年一月二十二日

関東地方整備局長 岩崎 福久

別表の指定番号四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中、「二 デジタルオフィス 神奈川県横浜市中区日本大通60」を「二 構造センター 神奈川県横浜市中区日本大通60」に改める。

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十二日

九州地方整備局長 森田 康夫

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 四百九十七号
- (三) 道路の区域

区 間	変更前	数 地	幅 員	延 長
長崎県北松浦郡佐々町須崎免字道芽木二四〇番一から後 前 一九・八〇〇〇四四四・八〇〇八・五〇四	後 前 二一・二〇〇〇四四四・八〇〇八・五〇四			

長崎県北松浦郡佐々町須崎免字道芽木二四〇番一から後 前 一九・八〇〇〇四四四・八〇〇八・五〇四
佐世保市矢岳町三三〇番三まで 後 前 二一・二〇〇〇四四四・八〇〇八・五〇四

四 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十二日

九州地方整備局長 森田 康夫

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図 面 縦 覧 場 所
四百九十七号 長崎県北松浦郡佐々町須崎免字下須崎五四一番から佐世 九州地方整備局及び同局長 保市塩浜町一二番三三まで 崎河川国道事務所
供用開始の期日 令和七年一月二十三日